

今後の取組事項（案）

- 1 都道府県知事に対し、すべての農薬販売業者（13年度届出業者数4万、営業所数7万）における無登録農薬の販売に関する総点検の実施、結果報告を指示。点検結果を公表
- 2 並行して、全中に対し、農協における無登録農薬の販売に関する総点検の実施、結果報告と公表を要請
- 3 1, 2により疑わしい業者が判明した場合、農林水産省、独立行政法人農薬検査所、都道府県が立入検査を実施（農協組織が関与している場合は農協検査部局と共同で実施）
- 4 現在把握している無登録農薬の個人輸入代行業者（11業種）に対し、農林水産省、独立行政法人農薬検査所、都道府県による立入検査の実施、その結果の公表
- 5 無登録農薬の販売に関与したことが明らかになった業者の早急な処分
- 6 省庁間の連携の強化のための、厚生労働省、環境省、経済産業省との連絡会議の設置
- 7 山形県において衛生部局と農林部局との連携に不備があったこと等を踏まえ、その原因、問題点の把握（農林水産本省職員の派遣）及び衛生部局と農林部局、県と国との間の連携がスムーズに行えるシステムの構築
- 8 生産者に対する無登録農薬の使用規制等臨時国会での対処を視野に入れた農薬取締法の改正作業の加速化